

2022年5月27日

北海道知事 様

報告者

住 所 東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号

氏 名 三井不動産株式会社 商業施設本部
商業施設運営部長 上松 大高
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり2021年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	三井アウトレットパーク札幌北広島
所在地	北広島市大曲幸町3-7-6、他

石狩振興局産業振興部商工労働観光課
- 4. 6. 23 収受
第 号

2 地域貢献活動の実施期間

2021年4月1日 ~ 2022年3月31日

3 地域貢献活動の実施の状況

項 目	活動内容	実施時期	実 績
地域団体・組織への加入	諸団体への加入	通年	・北広島商工会 ・札幌商工会 ・北海道観光振興機構 ・札幌観光協会
地域との意見交換の推進	きたひろしま都市型観光協議会への参加	適時	行政、市民有識者、民間企業による協議会へ参加し、意見交換を実施
地域振興等の取組への協力	市の観光課との定期的な情報交換による協力体制の構築	通年	・観光案内所（期間限定）の設置協力、協賛 ・北の酒祭りへの出店（ロコ）
地域イベントや行事などへの参画、協働	地域住民（会長）、近隣企業との交流・交信	通年	・地域夏祭りへの協賛 ・近隣店舗との共同売企画の実施

地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力	バス会社との連携・協議・協力	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・バス実証実験の実施 ・札幌直行バスの増便
コミュニティスペースの提供	学校・諸団体への活動提案	通年	イベントスペースにて、活動発表（吹奏楽演奏、研究発表）のイベントを実施
道産品のPRや販売促進の協力	代理店や業者との連携による市町村の誘致活動	通年	催事イベントにて道内市町村の特産品や地域のPRを実施
地域や道内の企業との取引促進	近隣企業との地域活性活動	適時	スキー場（ダイナスティ）との連絡バスやゴルフ場（輪厚、島松）とのタイアップイベントの実施
リサイクル対策の推進	市の担当者と連携し、店舗への啓蒙活動実施	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別の実施（生ごみリサイクル） ・各種リサイクルボックスの設置
地域教育への協力	近隣中学校への協力	適時	職業体験の受入れ実施
地域や道内からの雇用の推進と安定雇用の確保	出店店舗への協力（媒体・派遣・の提案、環境整備他）	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・施設採用HP継続実施・既存従業員向けパーティや託児所実施
従業員の職業能力開発の推進	従業員向け研修の実施	通年	接客力向上のための研修、ロールプレイング大会の実施
地域の防犯活動等への参画、協働	所轄警察署担当者との定期連絡（防災センター）	適時	厚別警察署との安全の取り組み、情報交換
地域防災活動等への協力	市との情報交換、施設内訓練の実施、災害時対応準備	通年	災害時物資、受入れ場所・体制の整備
市町村が進める（まちづくり）対策への協力	交通対策のため、市や警察、NEXCOとの連携協議	通年	繁忙期の渋滞対策で看板の設置や高速の電光掲示板での案内など実施
環境美化対策の実施	来館者や店舗への呼びかけ、啓蒙活動実施	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な施設周辺の清掃活動（施設・店舗従業員による） ・外国語、ピクト表記によるわかりやす

			い案内の掲示
エネルギー対策の実施	施設・店舗従業員の意識向上	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な空調温度設定、LED照明への変更による節電 ・外部照明OFFによる節電（年2回）

4 地域貢献活動の担当者

所属名	三井不動産商業マネジメント株式会社 三井アウトレットパーク札幌北広島オペレーションセンター
職・氏名	所長 菊田 英傑
電話番号等	011-377-3257

<担当者連絡先>

所属名	三井不動産株式会社 商業施設本部 商業施設運営部 運営企画グループ
職・氏名	杉本 達哉
電話番号	03-3246-3270
電子メールアドレス	tat-sugimoto@mitsuifudosan.co.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書(別記第6号様式)の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」(条例第30条第1項(条例附則第5項において準用する場合を含む。))の規定により変更後の地域貢献活動計画を提出した者にあつては、地域貢献活動計画書(変更後)(別記第7号様式)の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

